

【ネットで検索して出てきたもの】

第8節 大工業によるマニュファクチュア、手工業、家内工業の変革

本節は、機械制大工業の登場によって、劣った生産様式である手工業、マニュファクチュアや家内工業がどのような影響を受けたのか、これらの生産様式がどのようにして大工業に移行していったのか、ということがテーマになります。

冒頭、報告者から、ここで使われている用語について次のような説明がありました。

ここでは考察対象である家内工業やマニュファクチュアには「近代的」とか「いわゆる」という修飾語がつけられている。マニュファクチュアについて言えば、これまでは、単なる「マニュファクチュア」か「本来のマニュファクチュア」と呼ばれた。これは産業革命以前のマニュファクチュアという意味である。これに対し「近代的マニュファクチュア」とは、機械経営と並立し、これによって影響を受け、変形を余儀なくされたマニュファクチュアである。家内工業についても同様に、「近代的家内工業」「いわゆる家内工業」として、産業革命以前に存在した旧来の家内工業と区別されている。

本節は四項目から成っています。順番に議論を紹介します。

a 手工業と分業とにもとづく協業の廃棄

機械が、単純協業やマニュファクチュアを「廃棄」することが語られています。といっても、それは一直線ではなく、機械（工場）経営になるまでには様々な過渡的形態、中間形態があったことが紹介されています。

標題等に出て来る「廃棄」の原語は *Aufhebung*（アウフヘーベン）ですが、これは単純な廃棄ではなく、積極的な面を残してそれを高次のレベルに引き上げるという意味です（ですから「止揚」「揚棄」と訳されるのが一般的です）。ここではなぜアウフヘーベンなのかが問題となりました。

機械は手労働を廃棄しますが、協業と分業をより高いレベルで再編成します。この意味でアウフヘーベンではないかということになりました。

マルクスは「単一の作業機が協業やマニュファクチュアに代わって現われるかぎりでは、この作業機そのものがまた手工業的経営の基礎になることができる」と述べています。報告者は、作業機（機械）を基礎とした経営がなぜ手工業的経営なのかとの疑問が湧くだろう（概念矛盾）、しかしこの場合は機械の導入といっても単一の作業機であり動力はまだ人間の力に依存している、まだ人間主体の手工業の労働編成は覆されていない、そのことからマルクスはこの形態を手工業的経営の範囲に入れているものと思われる、と説明しました。

b マニュファクチュアと家内労働とへの工場制度の反作用

本項では、工場経営が資本主義的生産様式の支配的形態になると機械経営の原理や労働編成がマニュファクチュアや家内労働などにも作用し、これらの経営が変質してしまうこと、さらには、ここでは労働力の搾取が本来の工場に比べもっと露骨になることが述べられています。「家内工業は今では工場やマニュファクチュアや問屋の外業部が変わっている」とありますが、これはもはや家内工業が大工業を頂点とする体制とは無縁では存在しえなくなったことを意味します。

c 近代的マニュファクチュア

bの原則がマニュファクチュアや家内工業においてどのように貫かれるのか、その実例が示されます。

c では各種マニファクチュアの実態、特に過酷な労働の実態が暴露されます。

印刷マニファクチュアは「屠殺場」と呼ばれたと紹介されていますが、どうしてそんなに酷かったのかとの質問が出されました。印刷用油性インクや活字に有害物質が含まれ、しかも狭い空間の作業場で過度労働が強いられたということではないか、との意見が出されました。

なお、当時は印刷用機械があったのか、あったとすればどのように普及していたのかとの話に及びましたが、ハッキリしませんでした。後日、参加者が調べてくれ、産業革命期にはすでに新聞印刷用の輪転印刷機が実用化されていて、1時間に2万枚の能力があったとのことでした。

d 近代的家内労働

ここではイギリスのレース製造業と麦わら細工業に焦点が当てられています。これらは大工場から原材料や半製品が供給され、最後の仕上げを担っていました。子供を働かせる作業場は「レース学校」とか「麦わら細工学校」とか呼ばれていましたが、実際には教育が施されていませんでした。装飾的な製造品と劣悪な労働との著しい落差。

レース製造地帯では**現物賃金制度 (truck system)** が広範に行われていたとあります。この現物とは自分たちの製品なのか、それとも生活諸物品だったのでしょうか。前者だと労働者が製品を売って現金化しなければならないので、後者の可能性が高いという意見が出されました。

後日ネットで調べたところ、**The British Truck System in the Nineteenth Century** という論文を発見。冒頭部分を読んだところ、食料品雑貨で支給される場合が多かったようですが、まれに単品（例えば布や製造品）で支給されることもあった、とありました。切符で支給されることもあり、その場合、労働者は雇主が経営する店または一般の商店で切符と引き換えに物品を得た（雇主に対するリベートが商品価格に転嫁されたため賃金がさらに切り下げられた）、19世紀になると労働者は雇主が経営する雑貨店で生活資料を購入することが強制され、そうでなければ懲罰や解雇が待っている、とのことでした。なお『資本論』の他の箇所にも炭坑労働者には住居や燃料用石炭、織物労働者には布が支給されたことがあったことが分かりました。

e 近代的マニファクチュアと近代的家内労働との大工業への移行

これらの経営様式への工場法の適用によるこの革命の推進

ここでは、近代的マニファクチュア、近代的家内労働の大工業への移行が**工場法**の適用によって人為的に促進されたことが、「衣料品」の生産部門を舞台に考察されています。というのは当時この部門はマニファクチュアや広範な家内工業から成っており、低い賃金の下で多くの労働者が働かされていたからです。そこにミシンが導入されるのですが、そうするとミシンは革命的に作用し、ここでも雑多な過渡的形態が混じり込みながら工場経営への移行が進みます。そしてこの上に工場法が適用されるとその傾向が一気に推し進められます。

工場法による規制ですが、これは「労働日の長さ、中休み、始業・終業時刻に関しての労働日の強制的規制や児童の交替制度や一定の年齢に達しないいっさいの児童の使用禁止」といった内容です。資本家たちは、生産には避けられない「自然的障害」というものがあり、そんな規制が加えられると生産そのものが成り立たなくなってしまう、との非難の叫びを上げました。しかし実際には機械の導入や改良によって「自然的障害」は克服されていきました（この規制に対応できない手工業者は駆逐されました）。とはいえ、マルクスは、資本家は労働条件の改善を自ら進んで行うことはない、と労働者の闘いの必要性を強調しています。

現在、資本の勢力によって労働規制の緩和が叫ばれています。労働者の雇用や労働条件に対する現行の保護規制が日本の競争力を弱めるという訳です。労働者は、この理屈にどう対抗したらいいのでしょうか。確かに資本への規制が部分的なものにとどまるなら、資本家の理屈には一理あるかも知れませんが、だったら工場法が例外法として始まり一般法としての性格を獲得して行ったように、労働者の国際的連帯と闘いによって資本への社会的規制を国際的に広げてゆく、そんな展望を持つ必要があるのではないかと報告者は強調しました。